

1 目的

ヒグマ対策事業補助金により実施する事業（以下「補助金事業」という。）については、「ヒグマ対策事業補助金交付要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け野生第 1338 号。以下「交付要綱」という。）」及び「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」実施要領（令和 7 年 1 月 17 日付け野生第 1073 号。以下「春期管理捕獲実施要領」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

2 補助金事業の内容等

交付要綱第 4 の事業等の内容は、次に掲げるとおりとする。

・ 春期管理捕獲事業

補助事業者（市町村）は道と連携して地域の実情に応じた効果的な捕獲等の取組を実施すること。なお、実施に当たっては、市町村は実施期間、実施区域、目標、内容、実施体制等の事項を定めた「市町村捕獲計画」を作成して道へ提出し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 9 条の許可を得て計画的に実施するものとする。なお、市町村捕獲計画は、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）及び「北海道ヒグマ管理計画（以下、「ヒグマ管理計画」という。）」に基づき作成すること。また、捕獲等事業で捕獲した個体の試料は個体数推定等の分析に用いるほか、交付金事業における捕獲の証拠資料としても取り扱うため、道が定める「捕獲個体の試料採取における留意事項」に基づき、知事が指示する分析機関に提出すること。

ア 春期管理捕獲実施要領に基づき実施するヒグマの捕獲及び捕獲に付随する事項を実施すること（ただし、市町村捕獲計画（交付要綱別記様式 1）を既に策定していること又は当該年度内において本項の事業を実施するまでに市町村捕獲計画を策定することが確実と見込まれること）。

イ 捕獲個体の搬出・処分（解体、焼却業者等に支払う処分費を含む）を実施すること。

3 補助金事業の委託による実施

補助事業者（市町村）は、2 に定める交付金事業の全部又は一部について、他の者に委託して実施することができるものとする。

4 補助金事業の着手

補助金事業の着手は、原則として、補助金（変更）交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて補助金事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、その旨を別記様式により、その理由を具体的に明記したヒグマ対策事業補助金の（変更）交付決定前着手届を作成し、交付申請書類と共に知事に提出するものとする。

5 補助金事業の評価報告書

補助金事業の完了後、知事が別に定める評価報告書を作成し、事業の完了後 60 日以内または翌年度の 5 月 10 日までに提出するものとする。補助事業者は、合わせてこれを公表するものとする。

6 補助金事業の実施に係る留意事項

補助事業者（市町村）は、補助金事業の実施に当たって、次に掲げる事項に留意することとする。

- （１）鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に定める被害防止計画を策定する市町村内で事業を実施する場合は、効果的・効率的な捕獲等に向けて、市町村や地域で捕獲を行う狩猟者団体等の関係者と相互に連携を図り、事業を実施するように努めること。
- （２）市町村捕獲計画を作成する際は、道が策定するヒグマ管理計画や指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画との調整を図ること。
- （３）本事業を適切に実施するため、本事業で捕獲した個体について、捕獲個体数を適正に把握するとともに、他の事業で捕獲した個体が混同しない又は他の国費の助成を受けて実施している事業に不正に流用しないよう適切な処置を講ずること。また、指定管理鳥獣対策事業補助金事業の実績確認に係るマニュアル（平成 29 年 11 月 14 日付け環自野発第 1711146 号環境省自然環境局野生生物課長通知）及び指定管理鳥獣対策事業補助金事業（ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援）における捕獲個体の確認等マニュアル（平成 30 年 3 月 19 日付け環自野発第 1803196 号環境省自然環境局野生生物課長通知）並びに指定管理鳥獣対策事業補助金事業（捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助）における捕獲個体の確認等マニュアル（令和 3 年 3 月 23 日付け環自野発第 2103237 号自然環境局野生生物課長通知）に基づき、実績確認を行うこと。
- （４）本事業による捕獲個体を食肉等として有効利用する場合は、厚生労働省が策定した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」等を踏まえ、捕獲個体の衛生的な処理に努めるとともに、都道府県、委託事業者、処理加工業者等の関係者間の連携や意思疎通が図られるようにすること。
- （５）本事業による捕獲個体を処分する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」を遵守し、関係機関等と連携を図りながら、適正に処分すること。
- （６）捕獲事業の実施による捕獲数（雌雄別、幼獣別）、捕獲場所、捕獲努力量（捕獲作業に要した作業人数、わな設置基数等）、費用等の捕獲情報は可能な限り整理すること。
- （７）本事業の実施に当たっては、本事業で利用する施設等での再生可能エネルギーの利用や電気自動車の活用等、二酸化炭素排出量削減に資する取組に努めること。

（附則）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

番 号
年 月 日

北海道知事 様

市町村長

令和 年度ヒグマ対策事業補助金事業の（変更）交付決定前事業着手届

令和 年 月 日付け野生第 号で通知のあった補助金事業に係る下記事項について、別記条件を了承の上、補助金（変更）交付決定前に着手することとしたので、提出する。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 （変更）交付決定前着手を必要とする理由
- 5 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

別記条件

- 1 補助金（変更）交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金（変更）交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から補助金（変更）交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。